

2021 年度

家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告

令和4年12月

厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

はじめに

科学技術の進歩、生活習慣の変化、グローバル化の進展等に伴い、多種多様な家庭用品が開発され、日常生活の様々な場面で利用されている。これらの家庭用品は、我々の生活に役立っていることはもちろんであるが、製品の欠陥や誤使用によって健康被害が生じる恐れがある。

家庭用品の安全確保は、第一義的には製造事業者等の責任ではあるが、開発・製造の段階で安全対策措置が十分に検討されていても、誤使用による事故及び当初は予測できなかった危険性に起因する健康被害の発生を完全に排除することは困難である。

このため、厚生労働省は、家庭用品による事故等を早期に探知し、健康被害の拡大を防止する目的で、家庭用品に係る健康被害症例・事例を収集し、分析・評価を行って公表している。とりまとめに当たっては、消費者・製品の個々の健康被害症例・事例における化学物質の影響・関連性をよりの確に評価するため、誤飲等の主に使用者側の要因による事故情報は収集・集計、分析の対象とはしていない。健康被害情報の収集・分析について、皮膚障害については一般社団法人皮膚安全性症例情報ネット(SSCI-Net)の協力を、吸入事故等については公益財団法人日本中毒情報センター(JPIC)の協力をそれぞれ得ている。今般、2021年度の「家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」として、2021年度の家庭用品による皮膚障害、吸入事故等に関する情報を収集・分析し、健康被害を防止する上で必要な留意事項をまとめた。

【協力施設】

一般社団法人 皮膚安全性症例情報ネット（皮膚障害）

公益財団法人 日本中毒情報センター（吸入事故等）

1. 家庭用品に係る皮膚障害に関する報告

本報告は、一般社団法人 皮膚安全性症例情報ネット（以下「SSCI-Net[※]」という。）の協力を得て家庭用品による皮膚障害の事例について、収集・整理したものである。

※ SSCI-Net は、医師から皮膚の健康被害や安全性についての質の高い症例情報を収集し、産官学連携で情報を活用することで皮膚の健康被害を早期に発見し、最小化を図ることを目指したネットワークである。

（1）調査対象・方法

● 集計期間

2021年4月1日から2022年3月31日までにSSCI-Netから厚生労働省に健康被害事例として報告された、原因と考えられる化学物質、原因製品、症状等の情報を集計した。

● 報告対象

SSCI-Netが収集している健康被害事例のうち、化学物質を原因とする又は化学物質が原因と疑われる健康被害事例（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）の対象製品及び燃料による事例は除く）。原則として製品設計上、想定された範囲での使用に伴う健康被害とし、明らかな誤使用や小児の誤飲・誤食等の明らかな使用者側の要因であると考えられる事例は含まない。

● 調査（情報収集）・集計方法

SSCI-Netでの情報収集は、医療施設204ヶ所（うち病院120ヶ所、一般診療所84ヶ所）の医師から報告される皮膚障害に関する事例をとりまとめることにより実施した。

本とりまとめでは、SSCI-Netから、健康被害事例として報告があったものの全数を「報告全数^{※1}」とし、報告全数の内、重症度が以下の要件に該当する健康被害事例は、「異常事例^{※2}」として集計した。

※1 報告全数

全ての消費者製品を対象とし、重症度に関わらず全ての健康被害事例を集計している。

※2 異常事例

「異常事例」では全ての消費者製品を対象とし、以下の重症度判断基準（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「薬機法施行規則」という。）第228条の20の副作用報告制度に関する規定を参考に設定）に該当する健康被害事例が1件以上起きた場合に報告している。

➤ 死亡、障害又は死亡若しくは障害につながる恐れのある事例。

- 治療のために入院又は入院期間の延長が必要とされる事例。
- 後世代における先天性の疾患又は異常の恐れがある事例。
- 原因製品の使用中止後、治療に要する期間が30日以上（加療30日以上）の事例。

(2) 調査結果

2021年度において、健康被害事例の報告全数は74件（2020年度：81件）、うち「異常事例」に該当するものは7件（2020年度：8件）であった。

1) 報告全数 74件（2020年度：81件）

2021年度における概要を以下に示す（表1-1）。

表1-1 家庭用品による皮膚障害の報告全数

(参考) 2020年度		2021年度	
家庭用品	件数	家庭用品	件数
マスク	34	ピアス	13
ネックレス	5	除菌剤（手指）	12
ピアス	4	ネックレス	10
家庭用手袋（その他）	4	ビューラー	8
家庭用手袋（天然ゴム）	3	マスク	5
食器用洗剤	3	腕時計	5
指輪	3	食器用洗剤	4
ビューラー	3	眼鏡	2
除菌剤（手指）	2	下着	2
靴	2	美容機器	2
寝具	2	靴	1
腕時計	2	家庭用手袋（天然ゴム）	1
つけまつげ接着剤	2	家庭用手袋（その他）	1
家庭用手袋（合成ゴム）	1	ダイエット器具	1
除菌剤（首から下げるタイプ）	1	ベルト	1
鼻パット	1	歩数計	1
コンタクト用液	1	ゴルフグリップ	1
ひげ剃り	1	イヤホン用イヤークーシング	1
化粧用スポンジ・パフ	1	楽器	1
ダイエット器具	1	サンダル	1
ボタン	1	冷却ジェルシート	1
ベルト	1	総数	74
タイツ	1		
タック名札	1		

玩具	1
総数	81

患者の属性及び皮膚障害の種類を以下に示す。(表1-2)。患者の性別では、女性が85.1% (2020年度:84.0%) を占めた。皮膚障害の種類は、アレルギー性接触皮膚炎が73.0% (2020年:45.7%) を占め、ピアス、ネックレス等の装飾品が多かった。皮膚障害の種類として2番目に多かったのは刺激性接触皮膚炎で27.0%であり、除菌剤、マスクによるものが多かった。症状の転帰は治癒例が86.5% (2020年度:91.4%) を占め、治療期間は30日未満の症例が90.5% (2020年度:90.1%) を占めた。

表1-2 患者の属性及び家庭用品による皮膚障害の種類

		(参考) 2020年度		2021年度	
		例数	%	例数	%
性別	男性	13	16.0	11	14.9
	女性	68	84.0	63	85.1
年齢	0～9歳	1	1.2	8	10.8
	10～19歳	4	4.9	2	2.7
	20～29歳	20	24.7	15	20.3
	30～39歳	11	13.6	14	18.9
	40～49歳	21	25.9	16	21.6
	50～59歳	14	17.3	10	13.5
	60～69歳	4	4.9	7	9.5
	70歳以上	6	7.4	2	2.7
皮膚障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎	37	45.7	54	73.0
	刺激性接触皮膚炎	21	25.9	20	27.0
	アレルギー性接触蕁麻疹	0	0.0	0	0.0
	尋常性ざ瘡の悪化	8	9.9	0	0.0
	アトピー性皮膚炎の悪化	5	6.2	0	0.0
	刺激性接触皮膚炎、尋常性ざ瘡の悪化	3	3.7	0	0.0
	刺激性接触皮膚炎、口唇炎	1	1.2	0	0.0
	刺激性接触皮膚炎、アトピー性皮膚炎の悪化	1	1.2	0	0.0
	尋常性ざ瘡の悪化、伝染性膿痂疹	1	1.2	0	0.0
	色素沈着症、尋常性ざ瘡の悪化	1	1.2	0	0.0
	尋常性乾癬の悪化	1	1.2	0	0.0
	口唇炎	1	1.2	0	0.0
	ネックレスによる圧迫による損傷	1	1.2	0	0.0

症状の転帰	治癒	74	91.4	64	86.5
	治療中 ^{※1}	5	6.2	6	8.1
	軽快	0	0.0	1	1.4
	改善	2	2.5	0	0.0
	不明	0	0.0	3	4.1
治療期間	30日未満	73	90.1	67	90.5
	30日以上	8	9.9	7	9.5
合計		81	100.0	74	100.0

※1 治療中は症例登録時に治療中だったものを指す。

原因となった家庭用品ごとに、皮膚障害の種類を以下に示す。

● 金属製品（ピアス、ネックレス等）に関する健康被害症例

家庭用品	皮膚障害の種類
ピアス（13件）	アレルギー性接触皮膚炎
ネックレス（10件）	アレルギー性接触皮膚炎
ビューラー（8件）	アレルギー性接触皮膚炎
腕時計（3件）	アレルギー性接触皮膚炎
美容機器（2件）	アレルギー性接触皮膚炎

● 非金属製品（除菌剤（手指）、マスク等）に関する健康被害症例

家庭用品	皮膚障害の種類
除菌剤（手指）（12件）	刺激性接触皮膚炎 アレルギー性接触皮膚炎
マスク（5件）	刺激性接触皮膚炎
食器用洗剤（4件）	アレルギー性接触皮膚炎
下着（2件）	刺激性接触皮膚炎
腕時計（2件）	アレルギー性接触皮膚炎

※眼鏡については、金属と非金属による健康被害症例の報告がそれぞれ1件あった。

これらのうち、代表的な事例を以下に示す。

◎Case 1

製品 ピアス（金属製品）

事例 20歳代女性

状況等 硫酸ニッケル、塩化コバルト、金チオ硫酸ナトリウムに陽性を示し、アレルギー性接触皮膚炎と診断された。両耳に皮疹が生じたが、治癒した。

◎Case 2

製品 ネックレス（金属製品）

事例 20歳代女性状況等 硫酸ニッケルに陽性を示し、アレルギー性接触皮膚炎と診断され

た。頸部のネックレスをしたあとに紅斑と丘疹が出現したが、治癒した。

◎Case 3

製品 除菌剤（手指）（非金属製品）

事例 10 歳代女性

状況等 刺激性接触皮膚炎と診断された。学校での消毒により、両手に皮疹が生じたが、治癒した。

2) 異常事例 7 件(昨年度: 8 件)

2021 年度における「異常事例」の代表的な事例を以下に示す。他には、除菌剤（手指）、眼鏡、靴においても報告されている。

◎Case 1

製品 ピアス（金属製品）

事例 30 歳代女性

状況等 スポットテストを行ったところ、硫酸ニッケル及び 塩酸コバルトに陽性を示し、アレルギー性接触皮膚炎と診断された。両側耳介に腫瘍形成が認められ、加療に 30 日以上要した症例であったが、治癒が確認されている。

◎Case 2

製品 食器用洗剤（非金属製品）

事例 40 歳代女性

状況等 アレルギー性接触皮膚炎と診断された。手の皮疹が生じ、使用を中止し、加療に 30 日以上要した症例であったが、治癒が確認されている。

(3) まとめ

2021 年度の異常事例は 7 件（2020 年度: 8 件）であった。内訳としてはピアス、食器用洗剤、除菌剤（手指）、眼鏡、靴によるものであったが、新たにみられた製品はなかったこと、当該製品で類似の報告が今後増加することが懸念される状況ではなかった。

報告全数では、ピアスや除菌剤（手指）等の製品の事例が多く報告された。

特に 2021 年度では、除菌剤（手指）の事例が多数報告され、2020 年度の報告におけるモニター報告全数の 6 倍の件数となった。注視していくべき製品として除菌剤（手指）を使用する際の留意事項をまとめているので参考にされたい。

(4) 製品を使用する際の留意事項等

○除菌剤（手指）

2021 年度については、主となる診断の 9 割強が刺激性接触皮膚炎であり、成分が不明であるケースがほとんどであった。手指など人体に用いる場合は、品質・有効性・人体への安全性が確認された「医薬品・医薬部外品」（「医薬品」「医薬部外品」との表示のあるもの）を使用することが必要である。

症状が発現した場合には、当該製品の使用を中止することが必要である。

一方、手や指についたウイルスの対策は、洗い流すことが最も重要である。手や指に付着しているウイルスの数は、流水による 15 秒の手洗いで 1/100 に、石けんやハンドソープで 10 秒もみ洗いし、流水で 15 秒すすぐと 1 万分の 1 に減らすことが可能であり、手洗いがすぐにできない状況では、アルコール消毒液も有効である¹。

¹ 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

2. 家庭用品に係る吸入事故等に関する報告

本報告は、公益財団法人 日本中毒情報センター（以下「JPIC」という。）に寄せられた問合せ事例の中から、家庭用品による吸入、経皮及び眼の被害事例（以下「吸入事故等」という。）について、収集・整理したものである。

※ JPIC は、消費者や医療機関の医師等からの種々の化学物質による急性の健康被害に関する問合せに応ずる機関である。JPIC で収集している情報は使用者等から直接寄せられ、新しく開発された製品を含めた各製品の安全性の確認に欠かせない重要な情報である。

（1）調査対象・方法

● 集計期間

2021年4月1日から2022年3月31日までにJPICから厚生労働省に健康被害事例として報告された、原因と考えられる化学物質、原因製品、症状等の情報を集計した。

● 報告対象

JPICが収集している健康被害事例のうち、化学物質を原因とするまたは化学物質が原因と疑われる健康被害事例（薬機法、農薬取締法、肥料の品質の確保等に関する法律の対象製品及び燃料による事例は除く）。原則として製品設計上、想定された範囲での使用に伴う健康被害とし、誤使用や小児の誤飲・誤食等の明らかな使用者側の要因によると考えられる症例は含まない。

● 調査（情報収集）・集計方法

JPICでの情報収集は、問合せ時に聴取した詳細な情報に加え、問合せ時以降の健康状態等について、医療機関に対してはアンケート用紙の郵送、その他の相談者に対しては電話によって追跡調査を行うことにより実施した。

本とりまとめでは、JPIC から、健康被害事例として報告があったものの全数を「報告全数^{※1}」とし、全数報告の内、重症度が以下の要件に該当する健康被害症例は、「異常事例^{※2}」として集計した。

※1 報告全数

全ての消費者製品を対象とし、重症度に関わらず全ての健康被害事例を集計している。なお、発生件数（問合せ件数）1件を報告1件としている。これらの中には、1件に対して、複数製品が関与する場合や患者が複数名である場合が含まれている。

※2 異常事例

「異常事例」では全ての消費者製品を対象とし、以下の重症度判断基準（薬機法施行規則第228条の20の副作用報告制度に関する規定を参考に設定）に該当する健康被害事例が1件以上発生した場合に報告している。

- 死亡、障害又は死亡若しくは障害につながる恐れのある事例。
- 治療のために入院又は入院期間の延長が必要とされる事例。
- 後世代における先天性の疾患又は異常の恐れがある事例。
- 原因製品の使用中止後、治療に要する期間が30日以上（加療30日以上）の事例。

(2) 調査結果

2021年度において、健康被害事例の報告全数は68件（2020年度：125件）、うち「異常事例」に該当するものは2件（2020年度：0件）であった。

1) 報告全数 68件（2020年度：125件）

2021年度における概要を以下に示す（表2-1）。消費者、学校、薬局、消防署等経由で収集した健康被害事例が63件（92.6%）（2020年度：118件（94.4%））、受診した医療機関や医師が常駐する特別養護老人ホーム等経由で収集した健康被害事例が5件（7.4%）（2020年度：7件（5.6%））であった。最も多かったのは洗浄剤（住宅用・家具用）14件（2020年度：除菌剤42件）で、次いで殺虫剤12件であった。

表2-1 家庭用品による吸入事故等の報告全数

(参考) 2020年度		2021年度	
家庭用品	件数	家庭用品	件数
除菌剤※ ¹	42	洗浄剤(住宅用・家具用) ※ ²	14
洗浄剤(住宅用・家具用) ※ ²	19	殺虫剤	12
殺虫剤	14	防虫剤	7
漂白剤※ ³	10	防水スプレー※ ⁴	6
防カビ剤	8	除菌剤※ ¹	6
芳香・消臭・脱臭剤	4	芳香・消臭・脱臭剤	4
忌避剤	4	防カビ剤	2
洗剤(洗濯用・台所用)	4	洗剤(洗濯用・台所用)	2
防虫剤	3	防止剤 ※ ⁵	2
防水スプレー※ ⁴	3	シールはがし	1
潤滑剤	2	忌避剤	1
線香	1	ワックス	1
塗料	1	塗料	1
木材防腐剤	1	除草剤	1
洗濯仕上げ剤	1	消火剤	1
その他の家庭用品	8	花火	1
総数	125	その他の家庭用品	6
		総数	68

※¹ 「除菌剤」：二酸化塩素や次亜塩素酸等による除菌を謳った製品（家庭用品品質表示法の規程に該当しないものに限る。）。具体的には、スプレーして拭き掃除等に使用する製品、設置又は携帯時に成分が空気中に放出される製品等がある。

※² 「洗剤」：家庭用品品質表示法における「住宅用又は家具用の洗剤」に該当する製品。

※³ 「漂白剤」：家庭用品品質表示法における「衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤」に該当する製品。

※⁴ 「防水スプレー」：主に防水・撥水を謳った製品。

※⁵ 「防止剤」：防水・撥水以外の防止機能を謳った製品。具体的には、汗じみ防止剤、UV防止剤、静電防止剤、着雪防止剤等がある。

患者の属性を以下に示す（表 2-2）。患者の性別では、女性が 72.1%（2020 年度：75.2%）を占めた。なお患者の属性は事例 1 件につき 1 名についてカウントし、1 事例に複数の患者がいた場合は当該製品において健康被害を受けるリスクが最も高いと思われる患者（例：より年少の小児、高齢者等）を優先した。

表 2-2 家庭用品による吸入事故等の属性データ

		（参考） 2020 年度		2021 年度	
		件数	%	件数	%
性別	男性	31	24.8	18	26.5
	女性	94	75.2	49	72.1
	不明	0	0.0	1	1.5
年齢	0～9 歳	7	5.6	4	5.9
	10～19 歳	3	2.4	3	4.4
	20～29 歳	9	7.2	7	10.3
	30～39 歳	17	13.6	11	16.2
	40～49 歳	29	23.2	9	13.2
	50～59 歳	22	17.6	9	13.2
	60～69 歳	18	14.4	9	13.2
	70 歳以上	10	8.0	10	14.7
	不明	10	8.0	6	8.8
合計		125	100.0	68	100.0

原因となった家庭用品ごとに、把握した含有成分等と報告された症状を以下に示す。

● 洗浄剤（住宅用・家具用）に関する健康被害事例（報告全数 14 件）

成分等	症状
次亜塩素酸塩類（11 件）	眼の違和感・悪心等
陰非・アルコール系溶剤（2 件）	皮膚のかゆみ・鼻の刺激感等
陽・グリコール系溶剤（1 件）	皮膚のかゆみ

● 殺虫剤に関する健康被害事例（報告全数 12 件）

成分等	症状
ピレストロイド含有剤（12 件）	咳、喉の違和感等

● 防虫剤に関する健康被害事例（報告全数 7 件）

成分等	症状
ナフタリン（2 件）	喉の痛み・頭痛等
ピレストロイド含有剤（1 件）	咳・喀痰等
植物精油（1 件）	体調不良
パラジクロルベンゼン（1 件）	眼の違和感・痛み等
成分不明（2 件）	手足のしびれ・悪心等

● 防水スプレーに関する健康被害事例（報告全数 6 件）

成分等	症状
フッ素樹脂・有機溶剤（3 件）	悪心・発熱等
フッ素樹脂・シリコーン樹脂・有機溶剤（2 件）	息苦しさ
シリコーン樹脂・有機溶剤（1 件）	舌・喉の違和感

● 除菌剤に関する健康被害事例（報告全数 6 件）

成分等	症状
二酸化塩素（6 件）	喉の痛み・めまい等

● 芳香・消臭・脱臭剤に関する健康被害事例（報告全数 4 件）

成分等	症状
アルコール系溶剤（1 件）	息苦しさ・咳等
水酸化カルシウム（1 件）	皮膚の痛み・発赤等
香料（1 件）	悪心
成分不明（1 件）	喉の違和感

2) 異常事例 2件(2020年度:0件)

2021年度における「異常事例」は、2件とも防止剤に関する事例となっている。原因となった家庭用品と健康被害との因果関係は共に不明だが、両事例を以下に示す。

◎Case 1

製品 防止剤(解氷スプレー)

事例 80歳以上女性

状況等 自宅玄関前で解氷スプレーを使用し、気分が悪くなり倒れ、救急搬送された。悪心、嘔吐、めまいがあり、入院となった。肺水腫を認めたが、酸素及び解熱剤を投与し、改善して退院となった。

◎Case 2

製品 防止剤(着雪防止剤)

事例 60歳代男性

状況等 屋外でマスクを着用せずに、エアゾールタイプの着雪防止剤を使用したところ、発熱と咳が出現し、呼吸困難に近い状態となり受診、肺炎のため入院した。酸素投与、抗生剤、ステロイドパルス療法を行い、改善し退院となった。

(3) まとめ

2020年度の報告全数は125件であったが、2021年度は約半数の68件であった。

2020年度は除菌剤が33.6%を占めていたが、2021年度では8.8%となった。2021年度において最も多かった家庭用品は洗浄剤(住宅用・家具用)で、20.6%を占めた。

引き続き注視していくべき製品として洗浄剤(住宅用・家具用)及び除菌剤、並びに異常事例が2件あった防止剤を使用する際の留意事項をまとめているので参考にされたい。

(4) 製品を使用する際の留意事項等

○洗浄剤(住宅用・家具用)

2021年度の報告件数は、2020年度(19件)より減り、14件となった。2021年度の報告全数に占める割合は、20.6%であった。成分別では次亜塩素酸塩類含有製品が78.6%を占め、その約5割はカビ取り剤であった。

塩素系の成分は、臭いが特徴的で刺激性があることから報告例が多いものと思われる。また、塩素系薬剤の使用直後に酸性物質を使用した場合や加熱によっても、塩素ガスが発生する可能性があるため、安易に複数の製品を併用しない等、使用者が使用方法に注意を払うことも必要である。特に呼吸器疾患のある患者等では緊急で受診が必要となる場合も想定され、そのリスクを十分に理解したうえで適切に使用する必要がある。

○除菌剤

新型コロナウイルス感染症の流行とともに2019年度より急増した(2019年度50件、

2020 年度 42 件) が、2021 年度は 6 件まで減少した。報告された成分は全て二酸化塩素含有製品による事例であった。

二酸化塩素製品はウイルス対策用としてここ 10 年ほどで家庭内でも広く使われるようになった新しい製品であり、報告数は減少しているものの、今後も引き続き注視していく。

なお、国際的な知見に基づき、厚生労働省では、薬機法上の「消毒剤」について、人の眼や皮膚に付着したり、吸い込むおそれのある場所での空間噴霧を推奨していない。薬機法上の「消毒剤」としての承認が無く、「除菌」のみを謳っているものであっても、眼や皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあるものについては、ここに含まれる¹。

○防止剤

異常事例の 2 件で使用された解氷スプレー、着雪防止剤の使用時にはマスクを着用して使う、風通しのよい屋外で使う、風上から風下へ向けて使う等の防水スプレーに準じた注意が必要と考えられた。

製品を使用して違和感を感じた場合は、公益財団法人 日本中毒情報センターに問合せ、必要に応じて医療機関へ受診することを推奨する。

* 公益財団法人 日本中毒情報センター

大阪中毒 110 番 072-727-2499 (365 日 24 時間対応)

つくば中毒 110 番 029-852-9999 (365 日 9 時~21 時対応)

¹ 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について (厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

おわりに

2021年度に収集した家庭用品による皮膚障害、吸入事故等の事例のうち、皮膚障害においては、除菌剤（手指）やピアスなどの装飾品をはじめとする金属製品による健康被害事例が大半を占めている。また、吸入事故においては、洗浄剤（住宅用・家具用）や殺虫剤、防虫剤が多く報告されている。

事業者においては、本報告書の事例等を参考に、より安全性の高い製品の開発に努めるとともに、消費者に対する積極的かつわかりやすい情報伝達を行い、適正使用の推進を図ることを願います。また、過去には利便性を高める意図で改良した製品での事故事例も報告されているので、製品設計の際には安全性にも十分配慮する必要があります。さらに、呼吸器疾患、アレルギー体質など、化学物質の影響を受けやすい素因を持つ患者以外に、たまたま使用者の体調が悪い時に使用すること等によっても、症状が出やすい場合があります。事業者はこれらに十分に注意を払ったうえで、製品を製造、販売する必要があります。

使用者においては、使用上の注意をよく読み、正しい使い方を理解して使用するとともに、たとえ使用上の注意に書かれていないことであっても、製品の特徴を考慮しながら、そのリスクを十分に理解したうえで適切に使用することが新たな事故防止につながると考えられる。また、家庭用品を主な原因とする皮膚障害は、原因となる製品との接触によって発生する 경우가ほとんどである。近年の流行の変化や新商品の発売により、人体にばく露される化学物質の種類も多様化しており、気付かずに原因製品の使用を継続すると、局所の障害が全身に広がり、症状の悪化を招くこともあるため、軽症であっても注意が必要である。

使用者においても、本報告を契機に、家庭用品によって発生し得る健康被害の危険性について留意し、購入時の製品選択や適正使用の重要性を認識していただくとともに、殺虫剤をはじめとする家庭用化学製品を使用する際は、周辺の住民、特に化学物質への感受性が高い人への配慮をお願いします。また、芳香のある柔軟仕上げ剤等については、自分にとっては快適なおいでも、他人には不快に感じることもあることから、特ににおいへの感受性が高い人に配慮し、使用する際は表示を参照し使用方法・使用量を守ることをお願いします。

製品及び情報の入手経路が海外を含め多様化しているため、予期しない健康被害事例が発生しやすくなってきている。事業者は、新製品の開発や新たな使用状況が想定される場合は、公開されている各種化学物質のデータベース類を活用して、使用する化学物質の有害性情報の徹底した収集を行うことが必要である。また、使用者も製品安全に関する信頼性の高い最新の情報の収集に努め、安全な製品の選択、適正使用のために活用することが望ましい。当室においてもホームページにおいて、化学物質や家庭用品の安全性に関する各種情報を提供しているので、適宜御参照いただきたい。

(参考) 家庭用品・化学物質関係ウェブサイト

- 化学物質安全対策室のホームページ（厚生労働省）
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/seikatu/kagaku/index.html>
- 個々の化学物質の情報検索（ウェブガイド）（国立医薬品食品衛生研究所作成のデータベースリンク集）
<http://www.nihs.go.jp/hse/link/webguide.html>
- 家庭用品等による急性中毒等の情報（公益財団法人 日本中毒情報センター）
<https://www.j-poison-ic.jp/>
- 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html